相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区方南二丁目四七九番地、最後の住所栃木県宇都宮市細谷町六六四番地六

被相続人　亡　齊藤　昭一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月二十日

栃木県宇都宮市大曽四丁目一〇番三号横堀法律事務所

相続財産管理人　弁護士　横堀　太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区桜一丁目一番、最後の住所東京都杉並区松庵三丁目四〇番一五―三〇三号

被相続人　亡　飛矢和佳子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月二十日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号丸の内マイプラザあさひ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　藤原　道子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区北砂四丁目一二番、最後の住所東京都江東区北砂四丁目一二番一三号

被相続人　亡　大塚　正勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月二十日

東京都千代田区永田町二丁目一四番二号山王グランドビル四〇四号室山王法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中川　徹也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県柏市千代田三丁目一五三四番地一〇、最後の住所東京都新宿区百人町二丁目一番五二号ハイム月下二〇一

被相続人　亡　中原　潤子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月二十日

事務所東京都新宿区新宿二丁目一番三号サニーシティ新宿御苑四〇一ＮＦＴ―ＡＮＮＥＸ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　齊藤悠紀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区関原二丁目一二一番地、最後の住所東京都足立区関原三丁目三二番七―三〇七号

被相続人　亡　東　史晃

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月二十日

事務所東京都千代田区永田町二丁目一一番一号山王パークタワー二一階ＬＭ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　髙田　千早

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区西浅草一丁目三番地、最後の住所東京都北区豊島八丁目六番一四号

被相続人　亡　稲葉　正和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月二十日

東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人弁護士　名古屋聡介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区日本橋本町四丁目三番地二、最後の住所東京都港区北青山三丁目五番一―三〇一号

被相続人　亡　小澤　義廣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月二十日

東京都千代田区神田小川町三丁目二八番七号昇龍館ビル六〇一グローブ総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　犀川　治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都西東京市南町三丁目六五一番地、最後の住所東京都西東京市南町三丁目二三番三―二〇二号

被相続人　亡　佐藤　克己

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月二十日

東京都港区虎ノ門一丁目五番六号朝陽ビル三階　相続財産管理人弁護士　鬼丸かおる

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県館林市西高根町一三番地二六、最後の住所群馬県館林市西高根町一三番地の二六

被相続人　亡　髙瀬　明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月二十日

東京都豊島区東池袋一丁目一五番一号真下ビル七階ＴＧＳパートナーズ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　権田　典之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市鶴見区鶴見中央五丁目九六九番地、最後の住所神奈川県大和市下和田二六二番地いちょう団地七二―一二〇三

被相続人　亡　小園　勲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月二十日

横浜市中区太田町四丁目五五番地横浜馬車道ビル七階横浜ベイサイド法律事務所

相続財産管理人　弁護士　池田　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市港北区高田町二一〇五番地、最後の住所横浜市港北区高田町二一〇五番地の一四

被相続人　亡　石井　佳子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月二十日

横浜市中区不老町二―一一―一〇　Ｌ．Ｓビルディング二階

相続財産管理人　弁護士　徳田　暁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市駿河区緑が丘町一番地二一、最後の住所静岡県静岡市駿河区丸子五二〇三番地

被相続人　亡　良知　かね

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月二十日

静岡県静岡市葵区馬場町四三―一　静岡法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉川　友朗

第28期決算公告

平成24年11月20日

東京都千代田区神田佐久間町１－６－４

株式会社だん家

代表取締役　谷口　淳二

貸借対照表の要旨（平成24年８月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,562	流動負債	1,685
固定資産	4,966	固定負債	1,982
		株主資本	2,861
		資本金	45
		利益剰余金	2,816
		利益準備金	11
		その他利益剰余金	2,804
		（うち当期純利益）	(364)
		評価・換算差額等	△0
		その他有価証券評価差額金	△0
資産合計	6,528	負債・純資産合計	6,528